

2011年4月27日

東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部 本部長
内閣総理大臣 菅直人 様
国土交通大臣 大島章宏 様

新日本婦人の会会長 高田公子

液状化による住宅被害について深刻な実態にふさわしく救済してください

未曾有の大震災・津波被害、原発事故に対する連日のご奮闘、本当にお疲れ様です。

今回の大地震で、千葉、東京、神奈川、埼玉、茨城などの首都圏でひろく液状化の被害が発生しています。

私たちの会でも、千葉から「家が傾き、ライフラインがとまり、水が復旧しないまま。ストレスと不安で体調崩し、家族が入院」（浦安市、舞浜地域）、「液状化した土の粉塵で喘息が悪化し、2次被害にあっている」（市川市、行徳地域）など、深刻な声が寄せられています。わずかな傾きであっても大規模な修繕が必要で、「もうここには住めない」と引っ越した人なども出始め、ローンを抱えた世帯や、一人暮らし世帯など、先の見えない不安を抱えています。

こうした実態にもかかわらず、被災者生活再建支援法の「全壊」「半壊」基準を満たさず、家の傾きや地盤沈下は支援対象とならないため、救済や支援がされない状況が続いています。政府は、新潟中越沖地震被害を経て、地震に伴う地盤被害の住宅の損傷で基準を設けてきていますが、今回の事態に、基準の見直しも必要と表明されています。

深刻な実態にふさわしく、被害にあった人が全員救済され、支援の対象となるよう、抜本的な救済措置をとることを求めます。